

表 2-12 騒音の測定方法

騒音の種類	測定方法
一般環境騒音	「騒音に係る環境基準について」により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を測定するほか、必要に応じて時間率騒音レベル (L_{AN})、ピーク騒音レベル (L_{Amax}) 等についても測定する。
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を測定するほか、必要に応じて時間率騒音レベル (L_{AN})、ピーク騒音レベル (L_{Amax}) 等についても測定する。
鉄道・軌道騒音	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」又は「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に準拠した方法による。
航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」又は「小規模飛行場環境保全暫定指針について」に準拠した方法による。
工場・事業場騒音	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に準拠した方法による。
建設作業騒音	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」により測定する。

(2) 地表面の状況

地表面の状況は、次のように区分して整理する。

- コンクリート、アスファルト、砂利
- グラウンドのように地表面の固い地面
- 芝地、水田、草地
- 地表面が柔らかい畑地、耕作地

(3) 騒音発生源に関する状況

対象事業の計画、文献その他の資料及び現地踏査に基づいて調査する。

- ①道路交通騒音 : 全国道路交通情勢調査 (道路交通センサス) (国土交通省道路局)、交通量調査報告 (各地方公共団体道路管理者)、
- ②鉄道・軌道騒音 : 時刻表
- ③工場・事業場騒音 : 工場・事業場の騒音発生施設に係る資料 (各地方公共団体)

4 調査地域

調査地域は、騒音に係る地域の概況、対象事業の種類、規模などを勘案した上で、対象事業の実施により発生する騒音が、地域の環境に影響を及ぼすおそれがある地域を包含する地域とする。影響を及ぼすおそれがある地域の推定については、既存事例、騒音の距離減衰式による概略計算等により行う。

5 調査地点

調査地点は、特定騒音の状況を適切に把握し得る地点とし、原則として、予測及び評価地点とする。測定点は、対象事業の実施による騒音の影響を受ける地域の建物状況等を考慮して、特定騒音の状況を適切に把握し得る高さとする。

現況調査が類似例の取得や、予測モデルにおけるパラメータの取得を目的とする場合は、距離減衰及び鉛直方向の測定も必要となる場合も考えられる。

測定高さは、通常1.2m~1.5mとするが、調査地域に中高層住宅等がある場合には、これらの高度に相当する地点も調査地点とする。

また、調査地点は、建物から1～2mの位置を原則とするが、建物等による反射が無視できない場合は、反射の影響を避ける位置とするか調査の結果を補正するものとする。

次に騒音の種類ごとの調査地点の考え方を示す。

①道路交通騒音

環境基準の評価は「個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価する」とされている。環境影響評価においては、現況の道路交通騒音レベルを把握する場合は、推定も含め、評価範囲内のすべての住居の騒音レベルを把握することが必要となる。このため、道路交通騒音の測定地点としては、従来のように既存道路等の道路端といった1つの測定地点を選ぶのではなく、後背地を含む評価範囲内の個々の住居が曝露される騒音を把握できるように選定することが必要である。測定地点の選定に当たっては、評価範囲内の住居等の分布を考慮して、道路に最も近接する（あるいは将来を含め近接すると思われる）住居位置相当における騒音及び距離減衰や緩衝建物等の効果を考慮した評価範囲内の後背地住居位置相当における騒音を測定できるように測定地点を選定することが望ましい。評価範囲内に中高層住居等がある場合は、これらの各階における騒音レベルも測定あるいは推定する。

②鉄道・軌道騒音

鉄道・軌道用地の外部で、なるべく地域の騒音を代表すると思われる屋外の地点のうち、近接側軌道中心線からの水平距離が12.5mであって、高さが地上1.2m、窓又は外壁から原則として3.5m以上離れた地点を選定する。

③航空機騒音

屋外で測定を行うものとし、測定点は、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点、騒音がもっとも大きくなると想定される地点、騒音影響に対し特に配慮すべき対象が存在する地点を選定する。なお、適宜固定測定点を設け、航空機騒音の年次的推移を把握することが望ましい。

④工場・事業場

工場・事業場の敷地境界線で測定するが、土地利用状況、調査地域内の地形、建造物等による騒音伝搬の影響を考慮し、必要に応じこれらの周辺でも行う。

⑤一般環境騒音

地域の概況等を考慮して、特定発生源の寄与が少なく(偏りの無い)、地域の騒音状況を適切に把握し得る地点とする。

6 調査期間等

道路交通騒音、鉄道・航空機騒音、工場・事業場騒音の調査時期については、原則として発生源の負荷が年間で平均的な時期とする。建設作業騒音については、類似例の取得あるいは建設機械の騒音発生強度（見かけのパワーレベル等）の把握といった現況調査の目的を踏まえ、最大発生時期等の発生状況を把握できる時期とする。

調査期間は1週間のうちで変動が少ない場合は、代表的な平日1日間、変動が大きい場合は、連続した7日間とする。

測定時間帯は、対象事業の実施に伴い騒音が発生する時間帯について、環境基準等の時間帯の区分を考慮の上、適切に設定する。特に、建設機械等では、発生する騒音の時間変動特性（定常音、間欠音、衝撃音等）によって測定時間（平均化時間）が異なることに注意する必要がある。